

## 川崎市告示第185号

都市再生特別措置法（平成14年4月5日法律第22号）第62条第1項の規定に基づき、特例道路占用区域を指定したので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 特例道路占用区域及び設けることができる施設等の種類  
別紙のとおり
- 2 指定の効力発生年月日  
令和8年4月1日

# 特例道路占用区域及び設置できる施設等の種類

## 1 武蔵小杉駅東口地区

- (1) 指定する区域  
新丸子東47号線の一部
- (2) 設置できる施設  
広告塔

## 2 指定区域図

特例道路占用指定区域（今回指定）



広告塔設置個所（今回指定）

